

春日部市長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例

春日部市長等の給料の額の特例に関する条例（平成18年条例第21号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあつては、当該改正後の項を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 <u>（施行期日）</u>	附 則
1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。 <u>（市長の給料の額の特例）</u>	この条例は、平成18年4月1日から施行する。
2 市長に支給する給料の額は、第1条の規定にかかわらず、平成19年7月1日から同年9月30日までの間に限り、春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）第3条第1号の規定により支給される額から当該額の100分の25に相当する額を減じて得た額とする。	

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。